

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室、産業廃棄物課

1. 事業の概要

廃棄物の不法投棄等の対策については、これまで規制強化等を進めるとともに、「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年6月策定)に基づき、地方公共団体等との連携の下で、総合的な施策を講じてきたところである。今後さらに、不法投棄等の不適正処分の未然防止や拡大防止を進めていくため、各施策を行う。

ITを活用して不法投棄等事案の情報収集を行い、国と都道府県等が連携した迅速な対応を行う。

不法投棄等の事案の解明、支障の除去等の対策手法の検討に関する専門家からなる支援チームを組織した上で、必要に応じて都道府県等へ派遣して支障除去等の取組を支援する。

地方環境事務所と連携し、解像度の高い衛星画像を利用した、監視の目が届きにくい場所等を監視するためのモデル事業を行うとともに、地方環境事務所を拠点とした都道府県等との連携による普及啓発活動等を実施して不法投棄等の不適正処分の未然防止と拡大防止を図る。

廃棄物の再生利用の認定に係る基準を策定するため、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物、再生利用の内容、再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の必要な要件等について調査、評価などを行う。

2. 施策の効果

本省、各地方環境事務所及び都道府県等で同じITツールを使用することにより、不法投棄等の事案の早期の情報交換と相互協力が図られ、迅速かつ的確な対応が可能となる。

都道府県等における不法投棄等の不適正処分対策を支援することにより、不法投棄等の行為者・関与者等の究明を徹底し、支障の除去等に対する公的負担を軽減するとともに、都道府県等職員のスキルアップにより不法投棄等の拡大防止が図られる。

衛星画像を使った未然防止システムを都道府県等が広く導入することにより、既存の監視体制で不足している部分を補うことができ、併せて普及啓発活動等を都道府県等と連携して実施することで、不法投棄の早期発見等に繋がり不法投棄等の不適正処分の未然防止と拡大防止が図られる。

産業廃棄物の再生利用認定制度の適正な運用を確保することにより、循環型社会推進形成基本計画に掲げる再生利用量の目標の達成を図る。

3. 備考

産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費	5百万円
不法投棄早期対応システム整備費	11百万円
不法投棄事案等対応支援事業	29百万円
衛星画像等を使った不法投棄の未然防止対策	16百万円